

## 附属書：インテイク細則

### （趣旨）

第1条 酪農学園大学ハラスメント対策規程（以下、「規程」とする。）に従って、ハラスメント対策を推進するため、以下の通り、インテイクを設置する。

### （インテイクの任務）

第2条 インテイクの任務は次の各号に掲げる事項とする。

- （1）ハラスメントの相談者の相談を親身に聞く。
- （2）ハラスメントに関する被害申立て及び対応措置について、相談者に説明する。
- （3）ハラスメントについての聴取内容を記録し、必要に応じて、その記録を全学ハラスメント対策及び解決委員会に報告する。

### （組織）

第3条 インテイクは、教育センター学生支援担当部長、教員5名及び職員3名で構成し、合計9名とする。

2 委員の選任にあたっては、性別のバランスに配慮し、総数の中で、一方の性が3名を下回ってはならない。

### （インテイクの選出）

第4条 インテイクの選出は、教員については学群長からの推薦に基づき、職員については教育センター長の推薦に基づき学長が選任する。

- 2 チーフ・インテイクは、教育センター学生支援担当部長をもって充てる。
- 3 インテイクの任期は2年とし、再任を妨げないが、継続して4年までとする。
- 4 任務の継続性を確保するため、最初の任期の2年が終わった後、半数は留任し、残り半数を改選する。翌年以降は、毎年半数ずつ改選を行うものとする。
- 5 インテイクは、事実調査委員と兼務することはできない。
- 6 相談の相手方がインテイクである場合、当該インテイクはその業務を行うことができない。
- 7 インテイクに欠員が生じた場合には補欠のインテイクが選任されるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

### （相談への対応）

第5条 インテイクは面談、電話、手紙、電子メール等での相談者からのアクセスに対応する。

- 2 インテイクはその氏名、所属、電話番号、メールアドレスを公開するものとする。
- 3 被害申立てに当たっては、相談者の聴取は必ず2名以上で行うものとする。

### （報告書の回付）

第6条 インテイクは、相談者から聴取した事実の記録をもとに報告書を作成し、応対終了後、定例会議で報告する。

- 2 インテイクは、必要に応じて相談者の相談に応じ、支援を行うものとする。

### （インテイク会議）

第7条 インテイクは、情報及び意見交換のために定例会議を開く。

- 2 チーフ・インテイクは、インテイクの要請によって臨時会議を開催することができる。
- 3 インテイク会議の任務は以下の通りとする。
  - （1）キャンパス・ハラスメント防止のための啓発及び研修の検討
  - （2）相談業務に係る一般的検討
  - （3）相談内容又は被害申立てに係る検討

(4) 委員会への報告又は上申の検討

4 チーフインテイカーは、委員長に対し、ハラスメント対策及び解決委員会の開催を要請することができる。

(守秘義務)

第8条 インテイカーは、関係者のプライバシー保護に努め、任務において知り得た事項については、任期中及び退任後において、他に漏らしたり、私事に利用したりしてはならない。

2 インテイカーは、聴取に際し、相談者に守秘義務について説明するものとする。

第9条 インテイカーは、マニュアルを作成し、聴取に際してはこれに従って行うこととする。

第10条 チーフインテイカーは、新たにインテイカーに就任する者に対し、必要に応じて研修を受けさせることができる。

第11条 インテイカーに関する事務は教育センター学生支援課が所管する。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2015（平成27）年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2019年7月1日から施行する。